

建築物省エネ法適合判定申請 料金表

- 省エネ適合判定料金は、一次エネルギー消費性能の適合を確認する下記の計算方法の種類（モデル建物法又は標準入力法）及び非住宅建築物の種類（単独用途、工場等又は複数用途）ごとに下記の通り定める。
- 複合建築物の場合の申請対象床面積は、非住宅部分の床面積の合計とする。

【表 1】

モデル建物法（別途消費税）					
	対象床面積の合計	(A) 単独用途	(B) 工場等	(C) 複数用途	
非住宅	～4,000 m ² 以下	170,000 円	130,000 円	申請される用途が複数の場合は、用途が一つ増えるごとに左記の(A)又は(B)の料金に50,000円を加算する。	
	4,000 m ² 超 ～6,000 m ² 以下	190,000 円			
	6,000 m ² 超 ～8,000 m ² 以下	210,000 円	150,000 円		
	8,000 m ² 超 ～10,000 m ² 以下	230,000 円			
	10,000 m ² 超～	別途見積			別途見積

【表 2】

標準入力法（別途消費税）					
	対象床面積の合計	(A) 単独用途	(B) 工場等	(C) 複数用途	
非住宅	～4,000 m ² 以下	350,000 円	250,000 円	申請される用途が複数の場合は、用途が一つ増えるごとに左記の(A)又は(B)の料金に100,000円を加算する。	
	4,000 m ² 超 ～6,000 m ² 以下	370,000 円			
	6,000 m ² 超 ～8,000 m ² 以下	400,000 円	300,000 円		
	8,000 m ² 超 ～10,000 m ² 以下	430,000 円			
	10,000 m ² 超～	別途見積			別途見積

【備考】

- ※1 計画変更申請料金は、非住宅部分の床面積の合計に従い上記【表 1】又は【表 2】の料金を適用する。
- ※2 軽微変更該当証明の申請料金は、当初申請された申請料金に2分の1を乗じた金額とする。
- ※3 新築以外の場合は、別途見積とする。
- ※4 誤記による訂正又は紛失等による適合判定通知書もしくは軽微変更該当証明書の再交付の場合は、一通につき各 3,000 円（別途消費税）とする。